

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

邑楽町は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

邑楽町長

公表日

令和7年9月1日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健法に基づき、妊婦・乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査等に関する事務を実施する。</p> <p>母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年 法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 保健指導、新生児の訪問指導、健康診査の実施 (2) 妊娠の届出の受理、届出に係る事実の確認 (3) 母子健康手帳の交付、台帳の整備、再交付 (4) 妊産婦の訪問指導 (5) 低体重児の届出の受理、届出に係る事実の確認 (6) 未熟児の訪問指導 (7) 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給の申請の受理 (8) 養育医療給付台帳の整備 (9) 母子保健法の規定による養育医療券の交付、養育医療の給付決定の通知、養育医療に要する費用</p>
③システムの名称	健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
妊娠届出ファイル 乳幼児健診ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第1の49の項 ・主務省令第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第2の69の2、70の項 ・主務省令第38条の3、第39条 <p>【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第2の26、56の2、69の2、87の項 ・主務省令第19条、第30条、第38条の3、第44条</p> </p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康づくり課 保健センター 母子保健係
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	住民保険課 窓口係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5015
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康づくり課 保健センター 健康推進係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地3 0276-88-5533
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満] <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし] <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
	<p>[基礎項目評価書] <選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用	
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []委託しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。 <p>②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発</p>	

9. 監査					
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査	[<input type="checkbox"/>] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/>] 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>				
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/>] 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	<p>特定個人情報を取扱う基幹系システムへのアクセスが可能な職員は、ユーザーIDとパスワード及び静脈認証により管理しており、人事異動や定年退職等により特定個人情報を扱わないとになった場合には、基幹系システム管理者がアクセスができないようにしている。また、不正操作がないかアクセスログを記録し必要な場合には分析を行うことになっているので、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。</p>				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉課 保健センター 健康推進係	健康づくり課 保健センター 母子保健係	事後	組織改正による名称変更
令和4年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康福祉課長	健康づくり課長	事後	組織改正による名称変更
令和4年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	住民課 窓口係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5015	住民保険課 窓口係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5015	事後	組織改正による名称変更
令和4年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉課 保健センター 健康推進係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地3 0276-88-5533	健康づくり課 保健センター 健康推進係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地3 0276-88-5533	事後	組織改正による名称変更
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数	平成31年4月1日 時点	令和7年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数	平成31年4月1日 時点	令和7年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和7年8月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の第49項 母子保健法(昭和四十年法律第二百四十一号) による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	・番号法第9条第1項 別表第一の49の項 ・主務省令第40条	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和7年8月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【番号法第19条第7号及び別表第二】 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に對し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項 70の項 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の第3欄(情報提供者が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付、養育医療に要する費用の支給に関する情報若しくは妊娠の届出に関する情報」が含まれる項 26、56の2、87の項	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第2の69の2、70の項 ・主務省令第38条の3、第39条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第2の26、56の2、69の2、87の項 ・主務省令第19条、第30条、第38条の3、第44条	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和7年8月20日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	記載無し	(以下の内容を追記) 十分である	事後	様式変更
令和7年8月20日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	記載無し	(以下の内容を追記) ①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合のみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。 (2)特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	様式変更
令和7年8月20日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載無し	(以下の内容を選択) 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式変更
令和7年8月20日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	記載無し	(以下の内容を選択) 十分である	事後	様式変更
令和7年8月20日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	記載無し	(以下の内容を追記) 特定個人情報を扱う基幹系システムへのアクセスが可能な職員は、ユーザーIDとパスワード及び静脈認証により管理しており、人事異動や定年退職等により特定個人情報を扱わないとことになった場合には、基幹系システム管理者がアクセスができないようしている。また、不正操作がないかアクセスログを記録し必要な場合には分析を行うことになっているので、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。	事後	様式変更